

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一・二 略」 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行うとする場合においては、次に掲げるとき。 イ 「略」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第八十五条の二十七の二第三号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四 「略」 五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金	（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第八十五条の二十二 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第八十五条の二十七の二第三号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四 「同上」 「号を加える。」

融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行おうとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所（第八十五条の二十に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第八十五条の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。））。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了

する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)

、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができている状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六及び第八十五条の七の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5Ⅱ 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第八十五条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場

合)

第八十五条の二十六 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六及び第八十五条の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 略

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(第五号及び次項並びに第四百四十七条の十六の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

四 「略」

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金

合)

第八十五条の二十六 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第四百四十七条の九 「同上」

一・二 同上

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第四百四十七条の十六の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

四 「同上」

五 「号を加える。」

融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所（第百四十七条の七に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第百四十七条の十二第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。））。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了

する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができている状態に置く措置がとられていること。

「2～4 略」

5|| 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第四百四十七条の十二第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第四百四十七条の十六の三 「略」

「項を削る。」

「2～4 同上」
「項を加える。」

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第四百四十七条の十六の三 「同上」

2|| 法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（農林中央金庫電子決済等代行業者（第四百四十七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者を

備考 表中の「」の記載は注記である。	
	いう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 当該農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫の双方が法第九十五条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの